

審 第 2 3 2 1 号
答 申 第 5 8 7 号
令和 4 年 1 1 月 2 2 日

千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

千葉県情報公開審査会
委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年1月24日付け障事第1336号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

諮問第1113号

令和元年12月10日付けで審査請求人から提起された、令和元年11月26日付け障事
第1084号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、令和元年11月26日付け障事第1084号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）につき、別表1の本件各対象文書を構成する文書に記載された情報の欄に記載された部分のうち、同表の開示又は不開示の判断の欄に不開示と記載された部分是不開示とすることが妥当であり、その余の部分は開示すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

開示請求人は、令和元年9月26日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「〇〇〇〇収支報告等全て」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、別表1に掲げる文書（以下「本件各対象文書」という。）を特定した。

4 第三者への意見照会

(1) 実施機関は、本件各対象文書に審査請求人に関する情報が記録されていることから、条例第16条第1項の規定により、令和元年10月23日付け障事第948号により、審査請求人に対し、意見書を提出する機会を与えた。

(2) これに対し、審査請求人は、令和元年11月3日付けで意見書を提出した。上記意見書の内容は、おおよそ以下のとおりである。

本件請求に関連して刑事事件が発生しており、審査請求人の関係者及び取引先会社を保護する観点から、開示するのは公表されている情報のみに留めていただき、その他の情報は一切開示しないことを要望する。

5 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して本件決定を行うとともに、同年11月26日付け障事第1085号で審査請求人に行政文書の開示に係る通知書を通知した。

なお、実施機関は、令和元年12月10日付けで審査請求人から執行停止の申立て（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第25条第2項）があったため、令和元年12月19日付け障事第1189号により、令和元年12月10日から本件決定に対する審査請求に係る裁決が行われるまでの間、本件決定に係る執行を停止する決定を行った。

6 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和元年12月10日付けで2通の審査請求書（以下「本件審査請求」という。）を提出した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求人は、上記第2-6のとおり、同日付けで2通の審査請求書を提出しているが、1通目と2通目は、「3 審査請求の趣旨」の記載内容のみが異なり、その他の記載内容は同じ文言である。

2 1通目における「3 審査請求の趣旨」

本件決定のうち開示した部分を取り消すとの裁決を求める。

3 2通目における「3 審査請求の趣旨」

本件決定のうち下記の書類にマーカーで印した開示部分を取り消すとの裁決を求める。

(1) 第2期 決算報告書 計3枚

(2) 第6期 決算報告書 計5枚

(3) 工賃向上計画等の一部ページ 計3枚

(4) 合計残高試算表（貸借対照表）4月～10月分 計6枚

(5) 納税に関する書類 計2枚

(6) ご請求書 平成26年4月30日に発行した書類

4 審査請求の理由

今回のいわゆるストーカー事件の中で警察の調べにより、犯人は興信所を使った身辺調査から個人・勤務先法人・協力会社・取引先会社・取引先店舗を特定し嫌がらせ

を行っていた経緯がある。そのため、下記の情報から執拗な嫌がらせの矛先がその他の個人・勤務先法人・協力会社・取引先会社・取引先店舗又は毎月の金銭のやり取りがある会社等の特定につながるおそれがあることから下記の情報の黒塗りを求める。

- (1) 取引先会社への請求書に記載されている商品名から取引先会社の特定ができるため、商品名の黒塗りを求める。
- (2) 決算書に記載されている金額又はそれ同等の書類に記載されている金額から協力会社や個人又は毎月の金銭のやり取りがある会社等を特定される可能性があるため、金額及び勘定科目の黒塗りを求める。

第4 実施機関の弁明要旨

1 弁明の趣旨

審査請求人〇〇〇〇（以下「本件法人」という。）が提起した本件決定に対する本件審査請求は、この一部を棄却することが相当である。

2 処分の内容

(1) 審査請求に係る処分

本件審査請求に係る処分は本件決定である。

(2) 行政文書開示請求について

開示請求者は本件請求において「〇〇〇〇収支報告等全て」を請求内容とする行政文書開示請求を行った。その後、令和元年9月27日付け審査情報課担当者が開示請求者に確認を行ったところ「可能であれば、就労支援A型に関して、請求人から提出された書類全て」との回答があった。

(3) 対象文書の特定及び内容について

ア 対象行政文書の特定について

本件開示請求を受け、別表1に掲げる行政文書を特定し、本件決定を行った。

イ 対象行政文書の内容について

上記アにて特定した文書の内容は別表1のとおりである。

3 処分の理由

本件決定において一部を不開示とした部分はいずれも条例第8条第2号及び同条第3号に該当したためである。

4 弁明の内容

請求人が審査請求書中の「3 審査請求の趣旨」において開示を取り消すことを求めた部分を見分したところ、別表2に掲げる部分を不開示とすべきと主張していることが認められた。

まず、請求人は別表2整理番号8-2、9-2及び10-2について、「決算書に記載されている金額、又はそれ同等の書類に記載されている金額から協力会社や個人、又は毎月の金銭のやり取りがある会社等を特定される可能性がある」ことを理由として主張している。

しかしながら、別表2整理番号8-2、9-2及び10-2は「平成27年6月9日付け障第876号平成26年度工賃（賃金）実績の報告及び公表について」、「平成28年5月24に続け障第704号平成27年度工賃（賃金）実績の報告及び公表について」により、公表を前提として収集した事業所名、工賃支払総額、工賃支払対象者総数（月及び時間）、平均工賃額（月及び時間）である。当該情報については千葉県のホームページ上にて現に公表されているところであり、条例第8条第3号各号に該当しないため、開示すべきである。

次に、請求人は、別表2整理番号1～7、8-1、9-1及び10-1の開示を取り消すよう主張している。本件法人及びその取引先企業を被害者とする刑事事件が発生しており、「警察の調べにより、犯人は興信所を使った身辺調査から個人・勤務先法人・協力会社・取引先会社・取引先店舗を特定し嫌がらせを行っていた経緯がある。」と請求人は説明している。「その為以下の情報から執拗な嫌がらせの矛先がその他の個人・勤務先法人・協力会社・取引先会社・取引先店舗、又は毎月の金銭のやり取りがある会社等の特定に繋がる恐れがあることから以下の情報の黒塗りを求める。（1）取引先会社への請求書に記載されている商品名から取引先会社の特定ができる為、商品名の黒塗りを求める。（2）決算書に記載されている金額、又はそれ同等の書類に記載されている金額から協力会社や個人、又は毎月の金銭のやり取りがある会社等を特定される可能性がある為、金額及び勘定科目の黒塗りを求める。」と審査請求人が主張するとおり、公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第8条第3号イに該当するため、同部分については、審査請求を認容する。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件各対象文書について

本件各対象文書は障害福祉サービス事業を行う事業所を運営する本件法人が実施機関に提出した文書及び関連する実施機関の文書であり、(1) 指定障害福祉サービス事業所の指定申請書、変更申請書及び指定更新申請書、(2) 賃金向上計画及び賃金実績の報告、(3) 就労移行等実態調査の3種類で構成されている。

(1) 指定障害福祉サービス事業所の指定申請書、変更申請書及び指定更新申請書

本件法人が、障害者自立支援法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)の規定により実施機関に提出した指定障害福祉サービス事業所に係る指定を受けるための指定申請書及び添付書類とその申請を受けて実施機関が本件法人を障害者自立支援法に基づく指定事業所として指定した文書、指定を受けた内容を変更したことを届け出るために提出した変更届出書及び添付書類、指定を更新するために提出する指定更新申請書であり、別表1の番号1から9(以下、別表1の番号1から9の文書をそれぞれ「対象文書1」ないし「対象文書9」という。)で構成されている。

ア 対象文書1 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所の指定について

本件法人が平成24年度に提出した指定申請書及び実施機関がその申請を受けて本件法人を指定事業所として指定した文書であり、別表1の本件各対象文書を構成する文書名の欄記載の各文書で構成されている。

イ 対象文書2 変更届出書

本件法人のサービス管理責任者の変更のため、平成25年度に提出した変更届出書であり、別表1の本件各対象文書を構成する文書名の欄記載の各文書で構成されている。

ウ 対象文書3 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所の変更指定について

本件法人の事業所の所在地、管理者及び利用定員の変更のため、平成26年度に提出した変更申請書及び実施機関が変更申請を受理するか審査をした文書であ

り、別表1の本件各対象文書を構成する文書名の欄記載の各文書で構成されている。

エ 対象文書4 変更届出書

本件法人のサービス管理責任者が不在となったため平成26年度に提出した変更申請書であり、別表1の本件各対象文書を構成する文書名の欄記載の各文書で構成されている。

オ 対象文書5 変更届出書

本件法人のサービス管理責任者の配置のため平成27年度に提出した変更申請書であり、別表1の本件各対象文書を構成する文書名の欄記載の各文書で構成されている。

カ 対象文書6 変更届出書

本件法人のサービス管理責任者の変更のため平成27年度に提出した変更申請書であり、別表1の本件各対象文書を構成する文書名の欄記載の各文書で構成されている。

キ 対象文書7 変更届出書

本件法人の事業所の管理者の変更のため平成30年度に提出した変更申請書であり、別表1の本件各対象文書を構成する文書名の欄記載の各文書で構成されている。

ク 対象文書8 変更届出書

本件法人の事業所の利用定員の変更のため平成30年度に提出した変更申請書であり、別表1の本件各対象文書を構成する文書名の欄記載の各文書で構成されている。

ケ 対象文書9 障害者の日常生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業所の指定更新について

本件法人が平成30年度に提出した指定更新申請書及び実施機関がその申請を受けて本件法人の指定を更新した文書であり、別表1の本件各対象文書を構成する文書名の欄記載の各文書で構成されている。

(2) 賃金向上計画及び賃金実績の報告

厚生労働省の「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針を踏まえ実施機関が本件法人に提出させた賃金向上計画の報告及び厚生労働省の通知の「就労移行支

援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」に基づき実施機関が本件法人に提出させた賃金実績の報告であり、別表1の番号10から16（以下、別表1の番号10から16の文書をそれぞれ「対象文書10」ないし「対象文書16」という。）で構成されている。

ア 対象文書10 賃金向上計画

本件法人が平成30年度に提出した賃金向上計画及び賃金実績の報告のための調査票であり、別表1の本件各対象文書を構成する文書名の欄記載の各文書で構成されている。

イ 対象文書11 工賃調査票

本件法人が平成29年度に提出した賃金向上計画及び賃金実績の報告のための調査票であり、別表1の本件各対象文書を構成する文書名の欄記載の各文書で構成されている。

ウ 対象文書12 工賃調査票

本件法人が平成27年度に提出した賃金向上計画及び賃金実績の報告のための調査票であり、別表1の本件各対象文書を構成する文書名の欄記載の各文書で構成されている。

エ 対象文書13 工賃調査票

本件法人が平成26年度に提出した賃金向上計画及び賃金実績の報告のための調査票であり、別表1の本件各対象文書を構成する文書名の欄記載の各文書で構成されている。

オ 対象文書14 工賃調査票

本件法人が平成25年度に提出した賃金向上計画及び賃金実績の報告のための調査票であり、別表1の本件各対象文書を構成する文書名の欄記載の各文書で構成されている。

カ 対象文書15 工賃（賃金）向上計画シート

本件法人が平成28年度に提出した賃金向上計画及び賃金実績の報告のための調査票であり、別表1の本件各対象文書を構成する文書名の欄記載の各文書で構成されている。

キ 対象文書16 工賃（賃金）向上計画シート

本件法人が平成27年度に提出した賃金向上計画及び賃金実績の報告のための

調査票であり、別表1の本件各対象文書を構成する文書名の欄記載の各文書で構成されている。

(3) 就労移行等実態調査

厚生労働省が障害者の就労支援を促進していく上での基礎資料とするため各都道府県に依頼し実施機関が県内の各事業所に行った調査に対し、本件法人が回答した文書であり、別表1の本件各対象文書17から23（以下、別表1の番号17から23の文書をそれぞれ「対象文書17」ないし「対象文書23」という。）で構成されている。

ア 対象文書17 平成28年度一般就労状況調査票

本件法人が平成29年度に提出した調査票であり、別表1の本件各対象文書を構成する文書名の欄記載の各文書で構成されている。

イ 対象文書18 平成28年度就職者数業務報告

本件法人が平成29年度に提出した調査票であり、別表1の本件各対象文書を構成する文書名の欄記載の各文書で構成されている。

ウ 対象文書19 平成28年度就労移行等実態調査票

本件法人が平成28年度に提出した調査票であり、別表1の本件各対象文書を構成する文書名の欄記載の各文書で構成されている。

エ 対象文書20 平成26年度一般就労状況調査票

本件法人が平成27年度に提出した調査票であり、別表1の本件各対象文書を構成する文書名の欄記載の各文書で構成されている。

オ 対象文書21 平成26年度就労移行等実態調査票

本件法人が平成26年度に提出した調査票であり、別表1の本件各対象文書を構成する文書名の欄記載の各文書で構成されている。

カ 対象文書22 平成25年度就労移行等実態調査票

本件法人が平成25年度に提出した調査票であり、別表1の本件各対象文書を構成する文書名の欄記載の各文書で構成されている。

キ 対象文書23 平成25年度就職状況報告書

本件法人が平成25年度に提出した調査票であり、別表1の本件各対象文書を構成する文書名の欄記載の各文書で構成されている。

2 本件決定について

(1) 本件審査請求の取扱い

審査請求人は、本件決定に対して、上記第3 2を求めた令和元年12月10日付けの1通目の審査請求書を提出したところ、実施機関は審査請求人に対し開示の取り消し部分を明示するよう依頼した。そこで、審査請求人は、上記第3 3を求めたマーカーで印された本件各対象文書の一部を添付した同日付けの2通目の審査請求書を提出した。

しかし、審査請求人は1通目の審査請求書の取り下げをしていないことからすると、2通目の審査請求書のみを本件審査請求の対象とする明示の意思表示があったということとはできないことから、本答申では本件各対象文書の全てについて開示又は不開示の決定内容を判断するものとする。

(2) 本件各対象文書における各情報の開示又は不開示の判断

本件各対象文書の別表1の本件各対象文書を構成する文書に記載された情報には、上記1(1)から(3)に共通する情報(以下「共通記載情報」という。)が記載されていることから、まず、共通記載情報の開示又は不開示の判断を検討し、次に上記以外の情報の開示又は不開示の判断を検討する。

ア 共通記載情報について

(ア) 様式が定められている部分について

本件各対象文書のうち、指定申請書、変更申請書及び更新申請書は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成18年規則第53号)において、様式が定められている文書に本件法人が記載したものである。

また、本件各対象文書の対象文書1から9のうち別表1の文書名の欄で参考様式としているもの及び対象文書10から23の調査票は実施機関が様式を定めて本件法人に記載させたものである。

さらに、実施機関が作成した起案用紙及び伺い文は、千葉県行政文書規程(昭和61年訓令第13号)において、様式が定められている文書に実施機関が記載したものである。

これらの関連法令や実施機関が様式を定めている部分（以下「様式部分」という。）が本件各対象文書には別表1のとおり存在するところ、上記様式部分については、表題及び各欄の項目名等定型的な表示がなされているのみであり、上記様式部分を開示することで他の不開示情報を明らかにすることにはならないと認められるため、開示すべきである。

(イ) 条例第8条第2号該当性について

a 公務員の職、氏名及び公印の印影について

本件各対象文書には、別表1のとおり、知事、千葉県職員及び市町村職員（以下「知事等」という。）の職、氏名及び公印の印影が記載されている。

上記情報は、知事等の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ同号本文前段に該当するが、知事等は公務員であり、上記情報は、同号ハに定める公務員の職務の遂行に関する情報であると認められる。

したがって、上記情報は、同号ハに該当し開示すべきである。

b 本件法人の代表者に関する情報について

(a) 本件法人の代表者の氏名及び住所について

本件各対象文書には、別表1のとおり、本件法人の代表者である代表取締役の氏名及び住所が記載されている。

上記情報は、法人の代表者である代表取締役の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

もっとも上記情報は、登記事項（会社法（平成17年法律第86号）第911条第3項第13号及び同項第14号並びに会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第43条第1項）であり、何人も登記事項証明書の交付を請求することができる（商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項）から、法令等の規定により公にされている情報であると認められる。

したがって、上記情報は、同号イに該当し、開示すべきである。

(b) 本件法人の代表者の氏名のふりがな、生年月日、性別、電話番号、FAX番号及び個人印の印影について

本件各対象文書には、別表1のとおり、本件法人の代表者である代表取

締役の氏名のふりがな、生年月日、性別、電話番号、FAX番号及び個人印の印影が記載されている。

上記情報は、法人の代表者である代表取締役の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、同号本文前段に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

c 本件法人の事業所の管理者に関する情報について

(a) 本件法人の事業所の管理者の氏名について

本件各対象文書には、別表1のとおり、本件法人の事業所の管理者の氏名が記載されている。

上記情報は、本件法人の事業所の管理者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

ところで、障害者総合支援法第76条の3では障害福祉サービスを提供する事業所に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、都道府県知事が報告された内容を公表する（以下「障害福祉サービス等情報公表制度」という。）ことと平成31年4月1日よりされており、管理者の氏名は公表事項となっている。

また、松戸市では、松戸市内の障害者就労施設等の概要を紹介するガイドブック（以下「松戸市ガイドブック」という。）を平成27年度以降発行しており、本件法人の事業所の管理者の氏名が記載されていることが確認された。

このことからすると、平成27年度以降の上記情報は法令等の規定により公にされている情報であると認められる。

したがって、平成27年度以降の上記情報は、同号イに該当し開示すべきであるが、それ以前の上記情報は、同号本文に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(b) 本件法人の事業所の管理者のフリガナ、生年月日、住所、電話番号、個人印の印影、主な職歴等、職務に関連する資格、研修等の受講の状況等、

個人印の印影について

本件各対象文書には、別表1のとおり、本件法人の事業所の管理者のフリガナ、生年月日、住所、電話番号、主な職歴等、職務に関連する資格、研修等の受講の状況、個人印の印影が記載されている。

上記情報は、本件法人の事業所の管理者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、同号本文に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

- d 本件法人の事業所のサービス管理責任者の氏名、フリガナ、生年月日、住所、電話番号、主な職歴等、職務に関連する資格及び研修等の受講の状況等、資格証の写し、身分証明書及び住民票について

本件各対象文書には、別表1のとおり、本件法人の事業所のサービス管理責任者の氏名、フリガナ、生年月日、住所、電話番号、主な職歴等、職務に関連する資格及び研修等の受講の状況等、資格証の写し、身分証明書及び住民票が記載されている。

上記情報は、本件法人の事業所の管理者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、同号本文に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

- e 本件法人の事業所の生活支援員及び職業指導員の氏名について

本件各対象文書には、別表1のとおり、本件法人の事業所の生活支援員及び職業指導員の氏名が記載されている。

上記情報は、本件法人の事業所の生活支援員及び職業指導員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、同号本文に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

- f 本件法人の担当者の氏名について

本件各対象文書には、別表1のとおり、本件法人の担当者の氏名が記載されている。

上記情報は、本件法人の担当者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、同号本文に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 条例第8条第3号イ該当性について

- a 本件法人の名称、フリガナ、事業所（施設）名、事業所（施設）の所在地、法人である場合その種別、法人所轄庁、電話番号、FAX番号、e-mailアドレス、指定を受けているサービスの種類、指定年月日、事業所番号、定員及び基本報酬区分について

本件各対象文書には、別表1のとおり、本件法人の名称、フリガナ、事業所（施設）名、事業所（施設）の所在地、法人である場合その種別、法人所轄庁、電話番号、FAX番号、e-mailアドレス、指定を受けているサービスの種類、事業所番号、定員及び基本報酬区分が記載されている。

上記情報は、本件法人のノウハウとはいえ、また、千葉県ホームページや松戸市ガイドブックで確認が可能である情報であることから、上記情報を公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同号イに該当せず、開示すべきである。

- b 本件法人の代表者の印影について

本件各対象文書には、別表1のとおり、本件法人の代表者の印影が記載されている。

上記情報は、本件法人の契約書類等の重要書類にも使用するものとして特別の管理がされているものと推認され、本件法人に関する情報であって、公にすることにより本件法人の印影が偽造等されることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、上記情報は、同号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

- c 申請日及び作成年度等の日付について

本件各対象文書には、別表1のとおり、本件法人が実施機関に本件各対象文書を提出した提出日及び本件各対象文書の作成年度等の日付が記載されて

いるが、上記情報を公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同号イに該当せず、開示すべきである。

d 本件法人以外の法人について

- (a) 本件法人以外の指定障害福祉サービス事業所に係る指定を受けている法人の事業所の受付番号、事業所番号、申請（開設）者名、事業所住所、サービス、事業所名、指定年月日、事業開始年月日について

本件各対象文書には、別表1のとおり、本件法人以外の指定障害福祉サービス事業所に係る指定を受けている法人の事業所の受付番号、事業所番号、申請（開設）者名、事業所住所、サービス、事業所名、指定年月日、事業開始年月日が記載されている。

上記情報は、本件法人のノウハウとはいえず、また、千葉県のホームページ等で確認が可能である情報であることから、上記情報を公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同号イに該当せず、開示すべきである。

- (b) 本件法人の取引先の法人の名称について

本件各対象文書には、別表1のとおり、本件法人の取引先の法人の名称、法人の代表者の氏名、会社印が記載されている。

上記情報は、本件法人の経営上の内部管理情報であり、公にすることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、上記情報は、同号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 共通記載情報以外の情報について

- (ア) 対象文書1から9について

- a 「付表12 就労継続支援事業の指定に係る記載事項」について

- (a) 従業員の職種・員数について

「付表12 就労継続支援事業の指定に係る記載事項」(以下「付表12」という。)の従業員の職種・員数の欄には本件法人の事業所の管理者、サー

ビス管理責任者、職業指導員及び生活支援員ごとの常勤及び非常勤の人数と常勤換算後の人数が記載されている。

上記情報は、平成30年4月以降は障害福祉サービス等情報公表制度により職種別の従業者の数、勤務形態が公表されている。

また、平成30年4月以前であっても、就労継続支援A型の事業所は管理者、サービス管理責任者、職業指導員及び生活支援員は各1人以上を配置することとされており、サービス管理責任者は1人以上を常勤、職業指導員及び生活支援員についてはどちらかのうち1人以上は常勤としなければならないものと厚生労働省令の基準で義務付けられているものであり、上記情報を開示したとしても、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(b) 前年度の平均利用者数について

付表12の前年度の平均利用者数の欄には本件法人の事業所を前年度に利用した1日あたりの平均人数が記載されている。

上記情報は、本件法人に関する情報であるが、松戸市ガイドブックでは当該ガイドブックの作成時点での利用者の人数を示しており、同様の情報が公表されていることから、上記情報を開示したとしても、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(c) 利用定員及び基準上の必要定員について

付表12の利用定員の欄には事業所において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限が、基準上の必要定員の欄には障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例で定められた本件法人の事業所の利用定員が記載されている。

就労継続支援事業の各事業所の利用定員の数千葉県ホームページで既に公表されており、基準上の定員数の欄は担当課が各事業者が記載した利用定員をそのまま記載していることからすると、上記情報を開示したと

しても、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(d) 主たる対象者について

付表12の主たる対象者の欄には、本件法人が就労支援サービスを提供する障害者の障害の種別を選択する項目が記載されている。

上記情報は、松戸市ガイドブックで公表されており、開示したとしても、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(e) 利用料及びその他費用について

付表12の利用料及びその他の費用の欄には、本件法人の事業所の利用料及びその他の費用が記載されている。

上記情報は、障害者自立支援法及び障害者総合支援法に基づき、市町村が定める額を利用料とすることや、運営規程に定める額をその他の費用とすることを記載しているにすぎず、開示したとしても、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(f) 第三者評価の実施状況について

付表12の第三者評価の実施状況の欄には、本件法人が第三者評価を受けているか否かの状況が記載されている。

第三者評価の実施は任意であり、上記情報を公にしても本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(g) 苦情解決の措置概要の窓口（連絡先）の電話番号について

付表12の苦情解決の措置概要の欄には、本件法人の事業所の利用者又はその家族からの相談又は苦情に対応するための窓口（連絡先）の電話番号が記載されている。

上記情報は、本件法人の事業所の電話番号として松戸市ガイドブック等で公表しているものと同一であり、公にしても本件法人の権利、競争上の

地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(h) 協力医療機関について

付表12の協力医療機関の欄には、本件法人の事業所が緊急時の医療行為に対応するための医療機関の名称及び主な診療科名が記載されている。

上記情報は、上記ア(ウ)d(b)(本文14ページ)と同様、同条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

b 「定款」について

「定款」には、本件法人に関する情報が記載されている。

株式会社の定款は、目的、商号、発行株式総数等、その組織・経営活動に関する基本事項を定めたものであり、会社法第31条2項の規定により、これを閲覧できるのは株主及び債権者に限られ、登記簿の付属書類としての定款についても、商業登記法第11条の2の規定により、閲覧できるのは利害関係を有する者に限られているため、一般の者は閲覧できない。

このため、定款は、上場企業等の場合を除き、通常、一般に公にされていない情報であり、本件法人のような非上場の企業の定款を公にした場合、本件法人の組織・経営の根本方針が明らかになるとともに、株主総会の決議事項の範囲、取締役会の決議方法など本件法人における重要事項に関する意思決定手続等が明らかになることにより、本件法人の正当な利益を害するおそれがあると考えられる。

したがって、「定款」に記載された情報のうち、登記事項に記載された情報は条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきだが、それ以外の情報は同号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

c 「履歴事項全部証明書」について

「履歴事項全部証明書」には、本件法人に関する情報が記載されている。

本件法人名等は、上記ア(ウ)a(本文13ページ)のとおり開示すべき情報であり、履歴事項全部証明書は法令の定めるところにより何人でも閲覧することができるものであるから(商業登記法第10条)、上記文書に記載されている情報を公にすることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

d 本件法人の過去及び現在の事業所の平面図について

「参考様式1平面図」及び「施設規模及び構造」には、本件法人が過去及び現在に利用していた建物の平面図が記載されているところ、本件法人の過去の事業所の建物は現在他の法人によって利用されていることが確認できた。

そうであるならば、本件法人の過去及び現在の事業所の平面図は、これを公にすると本件法人、当該建物の所有者及び現在の借主にとって部外者の侵入を容易にする等のおそれがあると考えられ、本件法人、当該建物の所有者及び現在の借主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、上記情報は、同条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

e 「建築計画概要書」について

「建築計画概要書」には、本件法人の事業所が利用していた建物に関する情報が記載されている。

建築計画概要書は法令の定めるところにより何人でも閲覧することができるものであるから（建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3）、上記文書に記載されている情報を公にすることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

f 「図面」について

「図面」には本件法人の事業所の周辺の地図が記載されている。

本件法人の事業所の所在地は上記ア（ウ）a（本文13ページ）のとおり開示すべき情報であることからすると、上記情報を公にすることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

g 「賃貸借契約書」について

「賃貸借契約書」には、本件法人が就労継続支援事業の事業所として借りた建物の賃貸借契約に関する情報が記載されている。

上記情報は、賃借人である本件法人及び賃貸人に関する情報であり、これらの情報は、公にされることにより、新規の賃貸借契約や転貸契約において第三者に有利に援用される可能性が高いといえることから、賃借人である本件法人及び賃貸人の競争上の地位を害するおそれがあることが認められる情報である。

しかし、上記情報のうち、建物の名称、所在地及び構造、賃借人の氏名及び住所は履歴事項全部証明書や建築計画概要書で確認できる情報であり、これらの情報を公にすることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、「賃貸借契約書」に記載された情報のうち、建物の名称、所在地及び構造、賃借人の氏名及び住所は同条第3号イに該当せず、開示すべきだが、それ以外の情報は同号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

h 「建物面積表」について

「建物面積表」には、本件法人の事業所が使用している建物の室名、室名ごとの面積及びその小計と合計が記載されている。

上記情報は、本件法人の情報ではあるが、本件法人のノウハウとはいえ、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない

したがって、上記情報は、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

i 「写真」について

「写真」には本件法人の事業所が過去及び現在利用していた建物の写真が記載されている。

上記情報のうち対象文書1に添付された「写真」のうち②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨と対象文書3に添付された「写真」のうち(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)(オ)、(カ)、(キ)、(ク)及び(サ)は建物の内部の写真であり、上記イ(ア) d (本文18ページ)と同様、同条第3号イに該当することが認められる。

しかし、対象文書1に添付された「写真」のうち①は建物の外側から入り口部分を撮影した写真に過ぎず外部から誰でも確認できる情報であり、また、対象文書3に添付された写真のうち（ク）及び（ケ）は便器や洗面台の設備の写真であり、建物への部外者の侵入を容易にするおそれはなく、これらの情報を公にすることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報のうち、対象文書1に添付された「写真」のうち②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨と対象文書3に添付された「写真」のうち（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）（オ）、（カ）、（キ）、（コ）及び（サ）の写真は同条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当であるが、対象文書1に添付された「写真」のうち①と対象文書3に添付された写真のうち（ク）及び（ケ）は同号イに該当せず、開示すべきである。

j 「設備・備品等一覧表」について

「設備・備品等一覧表」には本件法人が就労支援サービスを提供する上での設備及び備品に関する情報が記載されている。

このうち、「備品の品目及び数量」欄に記載された具体的な備品の品目や数量の記載は、どのような備品を設置するかという法人のノウハウに関する情報であり公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められるが、それ以外の情報はノウハウとは言えず、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

したがって、上記情報のうち「備品の品目及び数量」欄に記載された備品の種類及び数量の記載は同条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当であるが、それ以外の情報は同号イに該当せず、開示すべきである。

k 「実務経験証明書」について

「実務経験証明書」には本件法人の事業所の管理者及びサービス管理責任者に関する情報が記載されている。

上記情報のうち、本件法人の事業所の管理者及びサービス管理責任者の実務経験を証明する法人の名称、会社印、住所、代表者氏名、電話番号、施設又は事業所名は当該事業所の管理者及びサービス管理責任者の経歴に関する

情報であり、上記ア（イ） c（b）（本文11ページ）及びア（イ） d（本文12ページ）と同様、同条第2号本文に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

l 「誓約書」について

「誓約書」には本件法人の事業所のサービス管理責任者に関する情報が記載されている。

上記情報のうち、1及び2の段落に記載している情報は本件法人の事業所のサービス管理責任者の経歴に関する情報であり、上記ア（イ） d（本文12ページ）と同様、同条第2号本文に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

m 「従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表」について

「従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表」には本件法人の事業所の勤務体制に関する情報が記載されている。

上記情報のうち、「勤務形態」欄、「第1週」欄、「第2週」欄、「第3週」欄、「第4週」欄、「4週の合計」欄、「週平均の勤務時間」欄、「常勤換算後の人数」欄及び「資格の有無及び種類」欄の各職種の従業者の勤務体制及び勤務形態の記載部分については、本件法人の労務管理に係る内部管理情報であり、公にすると本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該情報は同条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

n 「運営規程」について

「運営規程」には、本件法人に関する情報が記載されている。

指定就労継続支援A型事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第196条の2により、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、利用定員、指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額、指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第180条第3項に規定する工賃並びに

利用者の労働時間及び作業時間、通常の事業の実施地域、サービスの利用に当たっての留意事項、緊急時等における対応方法、非常災害対策、事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類、虐待の防止のための措置に関する事項、その他運営に関する重要事項といった事業の運営についての重要事項を定めることとされている。

上記情報は一体として本件法人の事業における内部管理情報であり、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号イに該当し、その全てを不開示とすることが妥当である。

○ 「事業計画書」について

「事業計画書」には以下のとおり、本件法人の事業に関する情報が記載されている。

(a) 「表紙」について

「表紙」には事業計画書のタイトルが記載されているところ、上記情報を公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(b) 「設置趣旨」について

「設置趣旨」には本件法人の事業所の目的や運営方針に関する情報が記載されているところ、上記情報は本件法人のノウハウとは言えず、また、同業他社との競争関係において不利になるような情報でもないことから、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(c) 「運営計画」について

「運営計画」には本件法人の運営に関する基本的な計画に関する情報が記載されているところ、上記情報は上記イ（ア）○（b）と同様、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(d) 「事業計画①」について

「事業計画①」には本件法人の事業内容に関する情報が記載されている。

上記情報のうち対象文書1に添付された「事業説明書」の「事業計画①」に記載されている①販売事業のうち2行目ないし3行目、②内職(軽作業)事業のうち2行目ないし6行目、③ポスティング事業のうち3行目、4行目の1文字目ないし11文字目、5行目の1文字目ないし10文字目の情報は、本件法人の経営戦略に関する内部管理情報であり、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

しかし、上記以外の情報は、上記イ(ア) o (b) (本文22ページ)と同様、同条第3号イに該当するとは認められない。

したがって、「事業計画①」に記載された情報のうち、対象文書1に添付された「事業説明書」の「事業計画①」に記載されている①販売事業のうち2行目ないし3行目、②内職(軽作業)事業のうち2行目ないし6行目、③ポスティング事業のうち3行目、4行目の1文字目ないし11文字目、5行目の1文字目ないし10文字目の情報は同号イに該当し、不開示とすることが妥当であるが、それ以外の情報は同号イに該当せず、開示すべきである。

(e) 「事業計画②」について

「事業計画②」には本件法人の事業内容に関する情報が記載されている。

上記情報のうち人件費及び社会保険料等の金額は、本件法人の経営戦略に関する内部管理情報であり、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

しかし、上記以外の情報は、上記イ(ア) o (b) (本文22ページ)と同様、同条第3号イに該当するとは認められない。

したがって、事業計画②に記載された情報のうち、人件費及び社会保険料等の金額は同号イに該当し、不開示とすることが妥当であるが、上記以外の情報は同号イに該当せず、開示すべきである。

(f) 「障害福祉サービス事業」について

「障害福祉サービス事業」には、本件法人が指定を受けているサービスの種類、本件法人の事業所の従業員数及び利用者の定員数に関する情報が

記載されている。

上記情報は、上記ア（ウ） a（本文13ページ）及びイ（ア） a（a）（本文14ページ）と同様、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(g) 「利用者雇用条件」について

「利用者雇用条件」には、本件法人が雇用する利用者の条件や勤務時間、時給に関する情報が記載されている。

上記情報は、利用者の募集の際にはハローワーク等で提示される記載であり、公にすることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(h) 「利用者の募集」について

「利用者の募集」には、本件法人が利用者を募集する際の募集先に関する情報が記載されている。

上記情報は一般的な募集先の情報のみであり詳細な経営戦略が記載されているとまでは言えないことから、公にすることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

p 「収支予算（A型）」及び「収支予算（公費）」について

「収支予算（A型）」及び「収支予算（公費）」には、本件法人の一年間分の収支計画が事業収益と訓練費等給付費の公費を分けて記載されている。

各月の収入・支出金額やその費目、各月の利用者数、各項目の説明の記載（手書きを含む）は、本件法人の経営戦略に関する内部管理情報であり、公にすることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、対象文書3に添付された「収支予算（A型）」のうち、①、②、③の記載内容及び業務内容（人数内訳）の表の各項目の記載、収支予算（公費）のうち※以下に記載された内容は本件法人の経営戦略に関する内部管理情報であり、公にすることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

しかし、それ以外の記載である「収支予算（A型）」及び「収支予算（公費）」

の表の様式や各月の記載は上記ア（ア）（本文9ページ）と同様、公にすることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報のうち、各月の収入・支出金額やその費目、各月の利用者数、各項目の説明の記載（手書きを含む）、対象文書3に添付された「収支予算（A型）」のうち、①、②、③の記載内容及び業務内容（人数内訳）の表の各項目の記載、「収支予算（公費）」のうち※以下に記載された内容は、同条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当であるが、それ以外の記載は同号イに該当せず、開示すべきである。

q 「書類送付状」について

「書類送付状」には本件法人が実施機関に書類を送付したことを確認する内容が記載されているところ、上記情報が公にされても本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、上記情報は、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

r 「作業利用についての死角対策」について

「作業利用についての死角対策」には、本件法人の事業所の作業室の各部屋に死角が生じないように対応する内容が記載されている。

本件法人の事業所の平面図が不開示であれば当該情報のみでは建物内の構造を把握することはできないことから部外者の侵入を容易にすると認められない。また、当該情報は本件法人のノウハウとはいえ、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。

したがって、上記情報は、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

s 「決算報告書」について

(a) 「決算報告書表紙」について

「決算報告書表紙」には本件法人の決算報告書の事業年度及び決算日が記載されている。

上記情報は本件法人の経営状況等を推察することはできるが、決算日は慣習上明らかとなっている情報であり、上記ア（ウ）c（本文13ページ）と同様、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(b) 「貸借対照表」について

「貸借対照表」には本件法人の財政状態に関する情報が記載されている。

上記情報は、本件法人の具体的な経営状況や経営戦略に関する内部管理情報であることが認められる。

ただし、貸借対照表は、会社法第440条第1項において、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない」と規定しており、また、同条第2項は、「前項の規定にかかわらず、その公告方法が第939条第1項第1号又は第2号に掲げる方法である株式会社は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる」として、定款で公告方法として官報に掲載する方法又は日刊新聞紙に掲載する方法を定めている株式会社は、貸借対照表の要旨を公告することで足りるものと定めている。

これを本件法人について見ると、本件法人は、会社法第2条第6号の大会社には当たらず、また、定款で公告方法として官報に掲載する方法を定めていることから、会社法上、貸借対照表の要旨の公告の義務を負うこととなる。

したがって、貸借対照表の要旨の部分を公にすることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、事業年度は上記イ（ア）s（a）（本文25ページ）と同様、公にすることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、貸借対照表に記載された情報のうち、貸借対照表の要旨及び事業年度は条例第8条第3号イに該当せず開示すべきだが、それ以外の情報は同号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(c) 「損益計算書」について

「損益計算書」には本件法人の経営成績に関する情報が記載されている。

本件法人は会社法等の規定に基づく公告をすることとされている法人ではなく、上記情報はイ（ア）s（b）と同様、公にすることにより、本件

法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

しかし上記情報のうち、当期純利益の科目の金額は上記イ（ア）s（b）（本文26ページ）の貸借対照表の要旨で開示すべきであることから、これらの情報を公にすることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、事業年度は上記イ（ア）s（a）（本文25ページ）と同様、公にすることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、損益計算書のうち当期純利益の科目の金額及び事業年度は同条第3号イに該当せず開示すべきだが、それ以外の情報は不開示とすることが妥当である。

（d）「個別注記表」について

「個別注記表」には、本件法人の株主資本等変動計算書及び1株当たり情報に関する注記として、本件法人の株式に関する情報が記載されている。

上記情報は、本件法人の登記や上記イ（ア）s（b）（本文26ページ）の貸借対照表の要旨で確認及び計算が可能な内容であり、これらの情報を公にすることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、事業年度は上記イ（ア）s（a）（本文25ページ）と同様、公にすることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

（e）「株主資本等変動計算書」について

「株主資本等変動計算書」には、本件法人の純資産の変動状況に関する情報が記載されている。

上記情報のうち、株主資本、資本金、当期末残高（科目名及び金額）、利益剰余金、その他利益剰余金、その他利益剰余金合計、当期末残高（科目名及び額）、利益剰余金合計、当期末残高（科目名及び金額）、株主資本合計、当期末残高（科目名及び金額）、純資産合計、当期末残高（科目名及び

金額)については、上記イ(ア) s (b) (本文26ページ)の貸借対照表の要旨で開示すべきであることから、これらの情報を公にすることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

しかし、それ以外の情報は、会社法による公告義務はなく、本件法人の具体的な経営状況や経営戦略に関する内部管理情報であり、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、上記情報のうち株主資本、資本金、当期末残高(科目名及び金額)、利益剰余金、その他利益剰余金、その他利益剰余金合計、当期末残高(科目名及び金額)、利益剰余金合計、当期末残高(科目名及び金額)、株主資本合計、当期末残高(科目名及び金額)、純資産合計、当期末残高(科目名及び金額)については同条第3号イに該当せず、開示すべきだが、それ以外の情報は、同号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(f) 「合計残高試算表」について

合計残高試算表には、本件法人の財政状態及び経営成績に関する情報が記載されている。

上記情報のうち、勘定科目名及び金額は、本件法人の具体的な経営の状況、経営方針、経営上の戦略等に関する情報であり、また、会社法による公告義務はなく、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

しかし、上記情報のうち、事業年度は上記イ(ア) s (a) (本文25ページ)と同様、これらの情報を公にすることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報のうち、勘定科目名及び金額は、同条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当であるが、事業年度は同号イに該当せず、開示すべきである。

t 「保険証書写し」について

「保険証書写し」には、本件法人の保険に関する情報が記載されている。上記情報は、一体として本件法人の財産管理に関する内部管理情報であり、

公にすることにより、本件法人の経営状況等が明らかになることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は同条第3号イに該当し、その全てを不開示とすることが妥当である。

u 「普通預金通帳の写し」について

「普通預金通帳の写し」には本件法人の銀行口座に関する情報が記載されているところ、上記情報は上記イ（ア） t（本文28ページ）と同様、同条第3号イに該当し、その全てを不開示とすることが妥当である。

v 「(参考様式6) 利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要」について

「(参考様式6) 利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要」には、本件法人が利用者(入所者)又はその家族からの相談又は苦情に対応するための窓口や処理体制に関する情報が記載されている。

上記情報は本件法人のノウハウとまでは言えず、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

w 「(参考様式7) 指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等」について

「(参考様式7) 指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等」には、本件法人の指定障害福祉サービスの主たる対象者、主たる対象者を限定する理由、今後における主たる対象者の拡充の予定に関する情報が記載されている。

本件法人の指定障害福祉サービスの主たる対象者に関する情報は松戸市ガイドブックで公表されており、それ以外の情報も本件法人のノウハウとまでは言えず、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

- x 「(参考様式8) 障害者自立支援法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書」及び「(参考様式8) 障害者総合支援法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書」について

「(参考様式8) 障害者自立支援法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書」及び「(参考様式8) 障害者総合支援法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書」には本件法人及び本件法人の役員等が障害者自立支援法第36条第3項各号及び障害者総合支援法第36条第3項各号の規定に該当しないことを誓約することに関する情報が記載されている。

指定障害福祉サービス事業者は障害者自立支援法第36条第3項各号及び障害者総合支援法第36条第3項各号の規定に該当しないことが障害者自立支援法及び障害者総合支援法で定められており、上記情報を公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

- y 「(参考様式9) 指定一般相談事業者の指定に係る誓約書」について

「(参考様式9) 指定一般相談事業者の指定に係る誓約書」には本件法人及び本件法人の役員等が障害者総合支援法第51条の19第2項において準用する同法第36条第3項の規定に該当しないことを誓約することに関する情報が記載されている。

本件法人が指定障害福祉サービス事業者の指定を受けるには同法第36条第3項の規定に該当しないことが定められていることから、上記情報を公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

- z 「(参考様式10) 協力医療機関との契約内容」及び「協力医療機関協定書」について

「(参考様式10) 協力医療機関との契約内容」及び「協力医療機関協定書」には、本件法人の事業所が緊急時の医療行為に対応するための医療機関の名

称、住所、診療科名、事業所・施設からの距離、契約の内容、院長名及び印影、協力医療機関の協定書の条文が記載されている。

上記情報は、上記ア（ウ）d（b）（本文14ページ）と同様、同条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

a a 「松戸市やり取りメモ」について

「松戸市やり取りメモ」には本件法人と松戸市役所福祉課の協議の内容が記載されているところ、上記情報を公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

a b 「介護給費等の算定に係る状況一覧表」及び「福祉専門職員配置等加算に関する届出書」について

「介護給費等の算定に係る状況一覧表」及び「福祉専門職員配置等加算に関する届出書」には本件法人の介護給付費等の算定に係る本件法人の事業所の運営体制に関する情報が記載されている。

上記情報は平成31年度以降においては障害福祉サービス等情報公表制度で公表事項とされて情報である。また、これらの情報は本件法人の介護給付費の算定の根拠に関する情報であり、上記情報を公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

a c 「発注確認書」について

「発注確認書」には本件法人が取引先の法人に今後の発注について確認する内容が記載されている。

上記情報は、申請日時点の業務の予定に関する記載にすぎず、当該情報を公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

a d 「ご請求書」について

「ご請求書」には、本件法人と取引先の取引内容及び本件法人の会社印

が記載されている。

上記情報のうち、ご請求金額、項目、数量、単価及び金額に記載された内容は一体として本件法人の取引に関する内部管理情報であり、また、一部の商品名は取引先の法人を特定されるおそれがあることから、公にすることにより本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

しかし、本件法人の会社印は、本件法人の契約書類等の重要書類にも使用するものとして特別の管理がされているものとは認められず、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報のうち、ご請求金額、項目、数量、単価及び金額は同条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当であるが、本件法人の会社印は同号イに該当せず、開示すべきである。

a e 「報告書」について

「報告書」には、添付された「個別注記表」及び「株主資本等変動計算書」を報告するとの記載がされているところ、上記情報を公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

a f 「誓約書」について

「誓約書」には、本件法人の設備及び登記事項に関して本件法人が誓約する内容が記載されている。

上記情報は、本件法人が事業所の設備の設置予定についてや登記の変更について実施機関に誓約している記載にすぎず、当該情報を公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

a g 「取引履歴明細証明書写し」について

「取引履歴明細証明書写し」には、本件法人の銀行口座における取引履歴の明細について記載されている。

上記情報は上記イ（ア）t（本文28ページ）と同様、同条第3号イに該当し、その全てを不開示とすることが妥当である。

a h 「メール詳細」及び「確定申告書」について

「メール詳細」及び「確定申告書」には本件法人の納税に関する情報が記載されている。

上記情報は一体として課税所得に係る詳細な計算過程及びその根拠を明らかにするものであり、当該情報は、本件法人の財務状況、経営状況及び財務に関する方針を具体的かつ詳細に示すものであると認められ、これを公にした場合には、本件法人の経営状況等が明らかになることにより、本件法人が同業他社との競争関係において不利になるなど、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は一体として同条第3号イに該当し、その全てを不開示とすることが妥当である。

a i 「サービス管理責任者変更理由書」について

「サービス管理責任者変更理由書」には、本件法人のサービス管理責任者の変更理由の詳細が記載されている。

上記情報は、上記ア（イ）d（本文12ページ）と同様、同条第2号本文に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

a j 対象文書3の「決裁文書」の変更の概要について

対象文書3の「決裁文書」の変更の概要には、本件法人の利用者の定員増に伴う本件法人への確認内容が記載されている。

上記情報は、本件法人が設備、職員、生産活動の拡充を記載しているにすぎず、開示したとしても、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

a k 「業務日報」について

「業務日報」には本件法人の事業所の利用者の日々の作業に関する情報が記載されている。

上記情報のうち、氏名、作業内容欄の記載、感想欄の記載、生活支援欄

の記載及び連絡事項欄の記載は、本件法人の事業所の利用者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

しかし、上記以外の記載内容及び「業務日報」の様式は本件法人の事業所の利用者の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものとは言えず、また、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報のうち、氏名、作業内容欄の記載、感想欄の記載、生活支援欄の記載及び連絡事項欄の記載は同条第2号本文に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当であるが、それ以外の情報は同条第2号及び第3号イに該当せず、開示すべきである。

a l 「就労継続支援提供実績記録表（確認リスト）」について

「就労継続支援提供実績記録表（確認リスト）」には本件法人の事業所の利用者に提供した障害福祉サービスの実績に関する情報が記載されている。

上記情報のうち、本件法人の事業所の利用者の氏名及び受給者証番号は上記イ（ア） a k（本文33ページ）と同様、同条第2号本文に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当であるが、それ以外の記載内容や「就労継続支援提供実績記録表（確認リスト）」の様式は上記イ（ア） a k（本文33ページ）と同様、同条第2号及び第3号イに該当せず、開示すべきである。

a m 「フェースシート」について

「フェースシート」には本件法人の事業所の利用者に関する情報が記載されている。

上記情報のうち、各欄の記載内容は一体として上記イ（ア） a k（本文33ページ）と同様、同条第2号本文に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められる。また、空欄についても本件法人の事業所の利用者の状況について推測されるおそれがあることから同条第2号本文に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められる。

しかし、上記以外の記載内容及び「フェースシート」の様式は上記イ（ア）

a k (本文33ページ)と同様、同条第2号及び第3号イに該当するとは認められない。

したがって各欄の記載内容(空欄も含む)は不開示とすることが妥当であるが、それ以外の記載内容及び様式は開示すべきである。

a n 「アセスメントシート」について

「アセスメントシート」には本件法人の事業所がサービスの提供計画を立てるための情報収集として利用者から聞き取った情報が記載されている。

上記情報のうち各欄の記載内容及び空欄は上記イ(ア) a k (本文33ページ)及びイ(ア) a m (本文34ページ)と同様、同条第2号本文に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当であるが、それ以外の記載内容や「アセスメントシート」の様式は上記イ(ア) a k (本文33ページ)と同様、同条第2号及び第3号イに該当せず、開示すべきである。

a o 「個別支援計画書」について

「個別支援計画書」には本件法人の事業所の利用者の意向や状況を確認し、当該事業所が今後のサービス提供のために作成した計画が記載されている。

上記情報のうち各欄の記載内容及び空欄は上記イ(ア) a k (本文33ページ)及びイ(ア) a m (本文34ページ)と同様、同条第2号本文に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当であるが、それ以外の記載内容や「個別支援計画書」の様式は上記イ(ア) a k (本文33ページ)と同様、同条第2号及び第3号イに該当せず、開示すべきである。

a p 「メール文面」について

「メール文面」には本件法人の担当者が実施機関に送付したメールの内容が記載されているところ上記情報を公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

a q 「債権譲渡の解除通知書」、「債権譲渡通知書」、「譲渡代金等確認書」、「フ

「ファクタリングサービス（債権譲渡契約申込書）」及び「WEBサイト写し」について

「債権譲渡の解除通知書」、「債権譲渡通知書」、「譲渡代金等確認書」、「ファクタリングサービス（債権譲渡契約申込書）」及び「WEBサイト写し」には本件法人の資金調達に関する情報が記載されている。

上記情報は一体として、本件法人がどのように資金調達を行っているかを示す情報であり、本件法人の取引関係や資産状況に関する経営上の内部管理情報であることから、公にすることにより本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は同条第3号イに該当し、その全てを不開示とすることが妥当である。

a r 「不動産登記権利情報」について

「不動産登記権利情報」には、本件法人に係る不動産の状況に関する情報が記載されている。

上記情報は上記イ（ア）t（本文28ページ）と同様、同条第3号イに該当し、その全てを不開示とすることが妥当である。

a s 対象文書4及び対象文書5の「変更届出書」について

対象文書4及び対象文書5の「変更届出書」には、本件法人のサービス管理責任者が退社し一定期間不在となり、その後、新たなサービス管理責任者が入社し配置されたことに関する情報が記載されている。

対象文書4の提出時にサービス管理責任者が一定期間不在となっているが、対象文書5の時点では配置されて状況が改善されており、これらの事実が明らかとなっても本件法人の信用等の事業運営上の地位を害するとは認められない。

したがって、上記情報は、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

a t 「退職願」について

「退職願」には本件法人のサービス管理責任者の退職理由に関する情報が記載されている。

上記情報は、上記ア（イ）d（本文12ページ）と同様、同条第2号本文に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められ

るため、不開示とすることが妥当である。

a u 「事務連絡」について

「事務連絡」には本件法人がサービス管理責任者を採用していく体制に関する情報が記載されている。

上記情報のうち、1番目、2番目の回答は本件法人のサービス管理責任者の採用に係る人事に関する内部管理情報であり、公にすることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが認められる。

しかし、実施機関から本件法人への質問内容や3番目の回答内容は、本件法人のノウハウとはいえず、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない

したがって、上記情報のうち1番目、2番目の回答は同条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当であるが、実施機関から本件法人への質問内容や3番目の回答内容は同号イに該当せず、開示すべきである。

a v 「(参考様式14) 建物の安全性等の状況について」について

「(参考様式14) 建物の安全性等の状況について」には、本件法人が使用している建物に関する情報が記載されている。

上記情報は本件法人の事業所の建物の安全性に関する記載にすぎず、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない

したがって、上記情報は同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

a w 「就労継続支援の指定更新申請に係る添付書類一覧」について

「就労継続支援の指定更新申請に係る添付書類一覧」には、本件法人が提出した申請書および添付書類に関する情報が記載されている。

上記情報は本件法人がどの書類を提出したかを記載しているにすぎず、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない

したがって、上記情報は同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

a x 「障害福祉サービス事業所等の指定申請書審査に係るチェックリスト」について

「障害福祉サービス事業所等の指定申請書審査に係るチェックリスト」

には、本件法人が提出した書類について実施機関が審査している事項について記載されている。

上記情報は、本件法人が提出した書類を実施機関が形式的に確認しているにすぎず、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない

したがって、上記情報は同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(イ) 対象文書10から16について

a 「多機能型移行の有無」について

対象文書10から16には、本件法人の事業所が多機能型であるかどうかの情報が記載されている。

本件法人が就労継続支援A型事業所のみを運営していることは松戸市ガイドブックで確認することができる情報であることから、上記情報を公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない

したがって、上記情報は同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

b 「目標賃金の設定」について

対象文書10から16には、本件法人の事業所が目標とする賃金を算定する方法を月額とするか時間額とするかを選択する情報が記載されている。

上記情報は本件法人の詳細な経営戦略が記載されているとまでは言えないことから、当該情報を公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。

したがって、上記情報は同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

c 賃金実績及び目標賃金額について

対象文書10から16には、本件法人の事業所が支払った実績の賃金額や今後支払うことを目標としている賃金額、本件法人の事業所の売上、経費及び利益等の会計に関する情報が記載されている。

上記情報は、本件法人の経営状況や今後の経営計画を推察することができる情報であり、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることが認められる情報である。

しかし、上記情報のうち、本件法人の事業所が支払った実績の賃金額につ

いては厚生労働省及び千葉県の通知に基づき県のホームページで既に公表されている。また、今後支払うことを目標としている賃金額のうち月額についても県のホームページで既に公表されており、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。

また、対象文書11及び12のその他経費の内訳の欄に記載された内容は一般的な記載であり、公にすることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報のうち県で公表している数値及び対象文書11及び対象文書12のその他経費の内訳の欄に記載された内容については同条第3号イに該当せず開示すべきだが、それ以外の情報は同号イに該当し不開示とすることが妥当である。

d 対象文書10のI(3)の欄について

対象文書10のI(3)の欄には、本件法人の情報として延べ労働時間数等の介護給付費等の算定に係る本件法人の事業所の運営体制に関する情報が記載されている。

上記情報は、上記イ(ア)ab(本文31ページ)と同様、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

e 対象文書10のI(4)の欄について

対象文書10のI(4)の欄には、本件法人が最低賃金の適用除外を受けているかどうかの情報が記載されているところ、上記情報を公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

f 対象文書10のIIの欄について

対象文書10のIIの(1)の欄には、本件法人が施設外就労を実施しているか否かについてが、(2)の欄には本件法人の生産活動の分野及び事業内容に関する情報が記載されている。

上記情報のうち(1)の欄の情報は松戸市ガイドブックの記載で確認が可能であり、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、上記情報のうち（２）については、本件法人が提供している物品や役務に関する情報は松戸市ガイドブックに記載されており、どのような分野の業務を請け負っているかの記載のみでは本件法人の詳細な経営戦略とまでは言えず、また本件法人の営業上のノウハウとも言えず、事業内容の業種の記載のみでは取引先の法人を特定することはできないことから、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同条第３号イに該当せず、開示すべきである。

g 対象文書10のⅢの欄について

対象文書10のⅢの欄には、本件法人の就労支援事業の現状、課題、賃金向上のための具体的方策に関する情報が記載されている。

上記情報は、本件法人の経営戦略に関する内部管理情報であり、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

しかし、上記情報のうちⅢ（８）の欄の本件法人が賃金向上計画を事業所の全職員、利用者及び家族の理解を得て共有しているかどうかに関する記載については、賃金向上計画を事業所の全職員、利用者及び家族の理解を得て共有するという厚生労働省の通知に従っているという情報にすぎず、本件法人のノウハウとはいえないことから、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。

したがって、上記情報のうちⅢ（８）の欄の記載は同条第３号イに該当せず開示すべきだが、それ以外の記載は同号イに該当し不開示とすることが妥当である。

h 対象文書10のⅣの欄について

対象文書10のⅣの欄には、本件法人が提供可能な物品等に関する情報が記載されている。

当該欄の説明には上記情報を県のホームページに掲載することを予定しているとの記載があり、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同条第３号イに該当せず、開示すべきである。

i 対象文書10のVの欄について

対象文書10のVの欄には、本件法人が県に対して希望する支援に関する情報が記載されている。

上記情報は本件法人のノウハウとまでは言えず、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

j 実施機関の担当課の電話番号及び担当の公務員のメールアドレスについて

対象文書11、対象文書12、対象文書13及び対象文書14には本件対象文書の提出先である実施機関の担当課の電話番号及び担当である公務員の個人メールアドレスが記載されている。

上記情報のうち、実施機関の担当課の電話番号は千葉県のホームページで公表されているが、担当である公務員のメールアドレスは広く一般には公開されておらず、これが公になった場合にはいたずらや偽計等に使用されるおそれが否定できず、当該公務員の所属する機関の事務事業に支障が生じるおそれがあるものと認められる。

したがって、上記情報の実施機関の担当課の電話番号は同条第6号に該当せず、開示すべきだが、担当の公務員のメールアドレスは同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

k 対象文書11、対象文書12、対象文書13及び対象文書14の「主な対象者」、「主な生産活動」、「利用者平均通所年数」及び「最低賃金除外特例の利用者の有無」について

対象文書11、対象文書12、対象文書13及び対象文書14の「主な対象者」、「主な生産活動」、「利用者平均通所年数」及び「最低賃金除外特例の利用者の有無」の欄には、本件法人の事業所に関する情報が記載されているところ、上記情報は、上記ア(ウ) a(本文13ページ)と同様、同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

l 対象文書15及び16の「事業所全体の職員数」及び「そのうち就労支援事業会計に人件費を計上している職員数」について

対象文書15及び16の「事業所全体の職員数」及び「そのうち就労支援

事業会計に人件費を計上している職員数」の欄には、本件法人の事業所全体の職員数及びそのうち就労支援事業会計に人件費を計上している職員数に関する情報が記載されている。

上記情報のうち本件法人の事業所全体の職員数は、公にしても本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、「就労支援事業会計に人件費を計上している職員数」とは報酬算定上必要となる基準を超えて職員を配置している時に、介護給付費を原資として給与を支払うのではなく、生産活動を原資として給与を支払う会計として扱うことであるが、これを公にすることにより本件法人の正当な利益を害することは認められない。

したがって上記情報は同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

m 対象文書15及び16の「平均理想月給」について

対象文書15及び対象文書16の「平均理想月給」の欄には、本件法人が事業所の利用者に支払いたい1人あたりの月給に関する情報が記載されている。

上記情報は、本件法人の経営戦略に関する内部管理情報であり、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、上記情報は同条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

n 対象文書15及び16の「法人及び事業所の理念・運営方針」及び「3年後の事業所のありたい姿」について

対象文書15及び16の「法人及び事業所の理念・運営方針」及び「3年後の事業所のありたい姿」の欄には、法人及び事業所の理念・運営方針及び3年後の事業所のありたい姿として事業所の目的や運営方針に関する情報が記載されているところ、上記情報は上記イ（ア）o（b）（本文22ページ）と同様、同条第3号イに該当するとは認められず、開示すべきである。

o 対象文書15及び対象文書16の「作業名」及び「作業の内容・特徴」について

対象文書15及び対象文書16の「作業名」及び「作業の内容・特徴」の欄には、本件法人の事業所で利用者が行っている作業名とその作業の内容・特徴に関する情報が記載されている。

上記情報のうち、取引先の法人の名称は上記ア(ウ)d(b)(本文14ページ)と同様、同条第3号イに該当するが、それ以外の記載は取引先の法人を特定されるおそれはなく、また、本件法人の営業上のノウハウともいえないことから公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、同号イに該当しない。

したがって、上記情報のうち取引先の法人の名称は不開示とすることが妥当であるが、それ以外の記載は開示すべきである。

p 対象文書15及び16の「平成27年度実績」、「今年度(平成28年度)目標年間売上や利益を達成するための具体的行動計画」、「平成29年度目標年間売上を達成するための方策に記載の内容」、「平成26年度実績」、「今年度(平成27年度)目標年間売上や利益を達成するための具体的行動計画」及び「平成28年度目標年間売上を達成するための方策に記載の内容」について

対象文書15及び16の「平成27年度実績」、「今年度(平成28年度)目標年間売上や利益を達成するための具体的行動計画」、「平成29年度目標年間売上を達成するための方策に記載の内容」、「平成26年度実績」、「今年度(平成27年度)目標年間売上や利益を達成するための具体的行動計画」及び「平成28年度目標年間売上を達成するための方策に記載の内容」の欄には、本件法人の事業所が平成27年度及び平成26年度の実績を分析した内容や平成29年度及び平成28年度の計画として記載されている目標金額や内容が記載されている。

上記情報は、本件法人の経営戦略に関する内部管理情報であり、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、上記情報は同条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 対象文書17から23について

a 本件法人の事業所の利用者数及びその内訳について

対象文書17から23には本件法人の事業所の利用者数及びその内訳（男女別、障害基礎年金受給者別、利用期間別、事業利用前の状況別）に関する情報が記載されている

本件法人の事業所の利用者は松戸市ガイドブックで公表しており、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

しかし、男女別の人数の内訳については、本件法人の安全管理上の対策に支障が出るなど、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、また、一般的に公にされていない内部管理情報を明らかにすると、今後同様の調査を行う際に、調査への協力を得ることが困難となり、障害者の就労支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、利用期間別の人数の内訳は、どのような雇用を行っているかという本件法人の人事に関する内部管理情報であり、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

そして、事業利用前の状況別の人数の内訳は、各項目の記載から個人を特定されるおそれがあり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

しかし、障害年金受給者別の内訳は、公にしても個人を特定されるおそれはなく、また、公にすることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報のうち男女別の人数は同条第3号イ及び同条第6号に該当、利用期間別の人数の内訳は同条第3号イに該当、事業利用前の状況別の人数の内訳は同条第2号に該当し、それぞれ不開示とすることが妥当であるが、本件法人の事業所の利用者の総数及び障害年金受給者別の内訳は同条第2号及び第3号イに該当せず、開示すべきである。

b 本件法人の事業所の利用者が退所した人数、その退所理由及び退所後の就職の状況について

対象文書17から23には、本件法人の事業所の利用者が退所した人数、

その退所理由及び退所後の就職の状況が記載されている。

上記情報は一般には公表されていない情報であり、本件法人の人事に関する内部管理情報であることから、公にすると風評や憶測を呼ぶなど本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、一般的に公にされていない内部管理情報を明らかにすると、今後同様の調査を行う際に、調査への協力を得ることが困難となり、障害者の就労支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、上記情報は同条第3号イ及び第6号に該当し、その全てを不開示とすることが妥当である。

c 本件法人の事業所を利用し就職した者の定着支援について

対象文書17から23には、本件法人の事業所の利用者が退所した後の就職状況に関する情報が記載されている。

上記情報は、上記イ（ウ）b（本文44ページ）と同様、同条第3号イ及び第6号に該当し、その全てを不開示とすることが妥当である。

d 本件法人の事業所を利用し就職した者の離職者数、離職理由及びその内訳について

対象文書17から23には、本件法人の事業所を利用し就職した者の離職者数、離職理由及びその内訳に関する情報が記載されている。

上記情報は、上記イ（ウ）a（本文44ページ）と同様、同条第3号イ及び第6号に該当し、その全てを不開示とすることが妥当である。

e 施設外支援・施設外就労について

対象文書19及び対象文書21の就労状況調査票には、本件法人の事業所が利用者に提供した施設外支援及び施設外就労の人数やその内の何人が就職したのかに関する情報が記載されている。

上記情報は、本件法人の人事に関する内部管理情報であり、また、施設外支援及び施設外就労の実施状況は本件法人の経営方針に関する情報であることから、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

また、一般に公にされていない内部管理情報を明らかにすると、今後同様の調査を行う際に、調査への協力を得ることが困難となり、障害者の就労支

援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、上記情報は同条第3号イ及び第6号に該当し、不開示とすることが妥当である。

f 本件法人の事業所の収入及び経費について

対象文書19及び対象文書21の就労状況調査票には、本件法人の生産活動で得た収入とその経費、利用者に対して支払った賃金の総額、訓練等給付費、特定求職者雇用開発助成金に関する情報が記載されている。

上記情報のうち生産活動で得た収入とその経費は、本件法人の経営状況等や今後の経営計画を推察することができる情報であり、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

しかし、利用者に対して支払った賃金の総額は県のホームページで既に公表されている情報であり、また、訓練等給付費及び特定求職者雇用開発助成金は障害福祉サービスや雇用に係る助成金であり、それぞれ公にすることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報のうち生産活動で得た収入及びその経費は、同条第3号イに該当し不開示とすることが妥当であるが、利用者に対して支払った賃金の総額、訓練等給付費、特定求職者雇用開発助成金は同号イに該当せず、開示すべきである。

g 暫定支給決定について

対象文書19の就労状況調査票には、本件法人が暫定支給決定し就労支援サービスを提供した人数及び特定求職者雇用開発助成金の対象者となった人数に関する情報が記載されている。

どちらの制度も自治体への申請が必要であり、上記情報を公にしても本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は同条第3号イに該当せず、開示すべきである。

h 本件法人の事業所と雇用契約をしている者の人数及びその内訳について

対象文書19の就労状況調査票には、本件法人の事業所が雇用契約を締結

している利用者の内訳に関する情報が記載されている。

上記情報のうち、最低賃金の減額特例を受けている利用者の内訳は、上記イ（イ）d（本文39ページ）と同様、同条第3号イに該当しないが、障害の種別及び勤務時間ごとの内訳は上記イ（ウ）a（本文44ページ）と同様、同号イに該当することが認められる。

したがって、上記情報のうち最低賃金の減額特例を受けている利用者の内訳は開示すべきだが、障害の種別及び勤務時間ごとの内訳は不開示とすることが妥当である。

i 1人あたりの実績の平均賃金の月額について

対象文書22及び23には、平成26年9月及び平成25年9月の本件法人の事業所が雇用契約を締結している利用者の実人数、平均賃金月額、平均賃金時間額に関する情報が記載されている。

通年の平均賃金額は県のホームページで公表されているが特定月の金額は公表しておらず、一般に公にされていない内部管理情報を明らかにすると、今後同様の調査を行う際に、調査への協力を得ることが困難となり、障害者の就労支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、上記情報は同条第6号に該当し、不開示とすることが妥当である。

j 対象文書23について

対象文書23の就職状況報告書には本件法人の事業所の利用者に関する情報が記載されている。

上記情報のうち1から5の欄に記載されている利用者の人数等の情報は上記イ（ウ）b（本文44ページ）と同様、同条第3号イ及び第6号に該当することが認められるが、6の欄に記載されている情報は一般的な内容であり、公にすることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、調査への協力を得ることが困難となり、障害者の就労支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報のうち1から5の欄の記載内容は不開示とすることが妥当であるが、6の欄の記載内容は開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

4 本件各対象文書の開示・不開示の判断の結論

よって、本件各対象文書のうち、別表1の本件各対象文書を構成する文書に記載された情報の欄に記載された部分のうち、同表の開示又は不開示の判断の欄に不開示と記載された部分は不開示とすることが妥当であり、その余の部分は開示すべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

千葉県情報公開審査会第2部会

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------|---------|
| 令和2年 1月24日 | 諮問書の受付 |
| 令和2年10月28日 | 審議 |
| 令和2年11月25日 | 審議 |
| 令和2年12月25日 | 審議 |
| 令和3年 3月23日 | 審議 |
| 令和3年 5月 7日 | 審議 |
| 令和3年 5月31日 | 審議 |
| 令和3年 6月28日 | 審議 |
| 令和3年 8月 3日 | 審議 |
| 令和3年 9月29日 | 審議 |
| 令和3年10月27日 | 審議 |
| 令和3年11月24日 | 審議 |
| 令和4年12月21日 | 審議 |
| 令和4年 1月31日 | 審議 |
| 令和4年 2月22日 | 審議 |

(参考)

| 氏 名 | 職 業 等 | 備 考 |
|---------|--------------|----------|
| 伊 藤 義 文 | 弁護士 | 部会長職務代理者 |
| 莊 司 久 雄 | 前城西国際大学非常勤講師 | 部会長 |
| 日名子 暁 | 弁護士 | |

(五十音順)